

訪問介護 (ホームヘルパーがお手伝いします!)

ホームヘルパーの主なサービス内容

身体介護

- 入浴介助
- 食事介助
- 排泄介助など...



※ 身体介護が必要な方へのサービスです。

生活援助

買い物や調理、洗濯など生活に必要な援助をさせていただきます。

※ 状況によりサービスが提供できない場合があります。

ホームヘルパー

営業時間：午前7：00～午後9：00

営業日：日曜日～土曜日

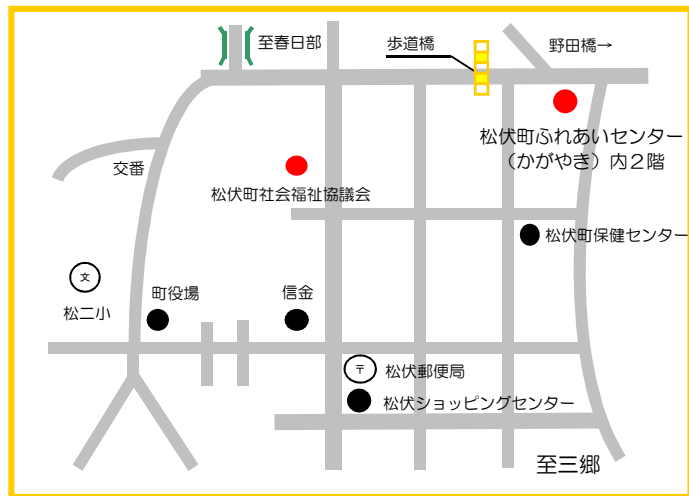
(ただし、12/29～1/3は除く)

※ ご相談・ご依頼受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く)の午前8：30～午後5：15までとなります。

地域福祉のパートナーとして温かなサービスを提供します。



案内図



社会福祉法人

松伏町社会福祉協議会

〒343-0111

埼玉県北葛飾郡松伏町松伏2209-1

TEL：048(991)2701

FAX：048(991)5341

指定訪問介護事業所

指定居宅介護支援事業所

指定事業所番号 No. 1171100017

豊かな高齢者社会をめざして

訪問介護 居宅介護支援 のご案内

社会福祉法人



松伏町社会福祉協議会

介護保険認定申請の手続き



市区町村窓口へ申請

調査員訪問調査

主治医の意見書

介護認定審査会による審査・判定

要介護1～5
と認定された方

要支援1・2
と認定された方

居宅介護支援事業所
へ依頼

地域包括支援
センターへ依頼

- 担当ケアマネージャーの決定
- ケアプランの作成
- 介護保険申請代行
- 介護相談
- 介護サービスの利用



介護保険で受けられるサービス

利用できる在宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 福祉用具の貸与
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）
- 居宅療養管理指導（かかりつけ医による医学的管理等）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 有料老人ホーム等における介護
- 福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給（手すり、段差解消等）

利用できる施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

- 療養型病床群
- 老人性認知症疾患療養病棟

※ 要支援1・2の方はご利用できないサービスがございます。詳しくは窓口までご相談ください。

居宅介護支援事業所
(ケアマネージャーがお手伝いします!)

- + 居宅介護サービス計画・ケアプランの作成
- + 介護サービス事業者等との連絡調整
- + 介護保険施設への入所を希望する場合は紹介・情報の提供を行います。
- + その他介護相談・各手続き代行

居宅介護支援事業所

営業時間：8：30～午後5：15

営業日：月曜日～金曜日

(ただし、12/29～1/3
及び祝祭日は除く)



あなたや家族に介護が必要になったら自分で無理しようとせず、さまざまな介護サービスを上手に利用しましょう。